

(建設業の事業主の皆様)
時間外労働の上限規制が適用されます！

令和6年4月～
適用

- 2024年4月1日から、建設業の労働者にも「時間外労働の上限規制」が適用されます。
- これまで、時間外・休日労働に関する協定(36協定)で定める延長時間数は無制限でしたが、2024年4月1日以降に発効する36協定からは、一定の上限が設けられます。
- 建設業で締結できる36協定には、いくつかの種類があります。
詳しくは、リーフレット「建設業 時間外労働の上限規制 わかりやすい解説」や、「建設業の時間外労働に関するQ&A」をご参照ください。
- ご不明な点がございましたら、所轄の労働基準監督署までお気軽にお問い合わせください。

リーフレット
「建設業 時間外労働の上限規制 わかりやすい解説」



「建設業の時間外労働に関するQ&A」



(R5/R6 追補分)



- 建設業・ドライバー・医師の時間外労働の上限規制 特設サイト「はたらきかたスズメ」では、各業界の働き方改革を進めるため、わたしたちにできること、業界別の取組、実際の取組事例などを、俳優の小芝風花さんを「働き方改革コンダクター」に起用し、動画などで紹介しています。是非一度ご覧下さい。



【問合せ先】 富山労働局労働基準部監督課 TEL. 076-432-2730
または 所轄の労働基準監督署